

沖縄県県土保全条例別表（第16条関係）

手数料の種類	開発区域の面積による区分	手数料の額
開発行為の許可申請手数料	3千平方メートル以上 6千平方メートル未満	1件につき190,000円
	6千平方メートル以上 1万平方メートル未満	1件につき260,000円
	1万平方メートル以上 3万平方メートル未満	1件につき390,000円
	3万平方メートル以上 6万平方メートル未満	1件につき510,000円
	6万平方メートル以上 10万平方メートル未満	1件につき660,000円
	10万平方メートル以上 100万平方メートル未満	1件につき870,000円
	100万平方メートル以上	1件につき870,000円に、100万平方メートルを超える部分が100万平方メートルに達するまでごとに220,000円を加えた金額
開発行為の変更許可申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る第6条第2項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>	